

## 新旧対照表

【農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成 16 年 3 月 26 日財関第 330 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第330号 平成16年3月26日 改正 財関第395号 平成18年3月31日 改正 財関第1596号 平成30年11月30日 <u>改正 財関第625号</u> 令和2年6月25日</p> <p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったので、これにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">14生産第9526号 平成15年3月5日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>農薬取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 141 号）が平成 15 年 3 月 10 日から施行されることに伴い、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）に規定する農薬について、新たに輸入に関する規制措置がとられることとなります。</p> <p>つきましては、農薬の輸入通関の際における取扱いについては、平成 15 年 3 月 10 日から下記により実施されますよう御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （省略）</p>	<p>農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第330号 平成16年3月26日 改正 財関第395号 平成18年3月31日 改正 財関第1596号 平成30年11月30日</p> <p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったので、これにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">14生産第9526号 平成15年3月5日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>農薬取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 141 号）が平成 15 年 3 月 10 日から施行されることに伴い、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）に規定する農薬について、新たに輸入に関する規制措置がとられることとなります。</p> <p>つきましては、農薬の輸入通関の際における取扱いについては、平成 15 年 3 月 10 日から下記により実施されますよう御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （同左）</p>

## 新旧対照表

【農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成 16 年 3 月 26 日財関第 330 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 税関への確認依頼事項</p> <p>輸入者が農薬の輸入に際し税関に対して提出又は提示することとされている書類等及び輸入通関の際におけるその取扱いは、次に掲げる農薬の区分に応じ、当該項目に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による登録を受けた農薬</p> <p>輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの（以下「<u>原本証明された登録票の写し</u>」という。）若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定する他の法令の規定による許可、承認等を受けている旨の証明（以下「<u>許可承認等証明</u>」という。）とされたい。</p> <p>なお、<u>登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（「農薬の輸出入について」（平成 15 年 2 月 28 日付け 14 生産第 9525 号農林水産省生産局長通知）（以下「通知」という。）別記様式第 9 号（別添 1））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。</u></p> <p>(2) 法第 34 条第 1 項の規定による登録を受けた農薬</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、上記イの表示に代えて、当該書類の提出又は提示をもって許可承認等証明とすることができることとされたい。</p> <p>なお、<u>登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（通知別記様式第 9 号（別添 1））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。</u></p>	<p>4 税関への確認依頼事項</p> <p>輸入者が農薬の輸入に際し税関に対して提出又は提示することとされている書類等及び輸入通関の際におけるその取扱いは、次に掲げる農薬の区分に応じ、当該項目に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による登録を受けた農薬</p> <p>輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の原本の記載と相違ない旨の証明がされた<u>当該登録票の写し</u>を提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定する他の法令の規定による許可、承認等を受けている旨の証明（以下「<u>許可承認等証明</u>」という。）とされたい。</p> <p>(2) 法第 34 条第 1 項の規定による登録を受けた農薬</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の原本の記載内容と相違ない旨の証明がされた<u>当該登録票の写し</u>を提出又は提示することとされているので、通関の際においては、上記イの表示に代えて、当該書類の提出又は提示をもって許可承認等証明とすることができることとされたい。</p>

## 新旧対照表

【農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成 16 年 3 月 26 日財関第 330 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 省令で定める場合に輸入する農薬 輸入者は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において省令で定める場合に該当することを確認し、輸入確認済の印を押捺した農薬輸入願（<u>通知別記様式第 1 号（別添 2）</u>）又はその写しを税関に提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の内容を確認されたい。</p> <p>5・6 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(別添 1)</p> <p><u>別記様式第 9 号</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>委 任 状</u></p> <p><u>住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）</u> <u>氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）</u> 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>登録者の住所（法人にあっては主たる</u> <u>事務所の所在地）</u> <u>登録者の氏名（法人にあっては名称及</u> <u>び代表者の氏名）</u> 印</p> <p><u>下記品目の輸入についてその業務を委任します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>輸入する農薬の種類（一般的名称）：</u> <u>輸入する農薬の名称（輸入用名称）：</u> <u>輸入する農薬の登録番号</u>                   ：</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 省令で定める場合に輸入する農薬 輸入者は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において省令で定める場合に該当することを確認し、輸入確認済の印を押捺した農薬輸入願（<u>別記様式第 1 号</u>）又はその写しを税関に提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の内容を確認されたい。</p> <p>5・6 (同左)</p> <p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成 16 年 3 月 26 日財関第 330 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>輸入する期間</u> : 年 月 日 ~ 年 月 日	
備考 1 <u>用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。</u> 2 <u>輸入する期間は、1年を超えないものとする。</u>	
別記様式第 1 号 （省略）	別記様式第 1 号 （同左）
(別添 2)	